

公立学校等における対応マニュアル

I 目的

新型インフルエンザによる被害を最小限に抑えるには、日常的な感染予防対策の徹底とともに、発生期における各学校（県立学校、市町村立学校及び市町村立幼稚園のことをいう。以下同じ。）の出席停止や臨時休業措置、県民等が利用する教育機関等（島根県教育庁等組織規則第14条の2及び第15条に規定する機関をいう。以下同じ。）の臨時休館措置などを適切に実施する必要がある。

島根県教育委員会では、新型インフルエンザの発生に備え、島根県新型インフルエンザ対策行動計画及び新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画（改定計画）を踏まえるとともに、市町村教育委員会、各学校、教育機関等と連携し、本マニュアルにより統一的な対策を実施する。

II 発生段階に応じた対応

1 未発生期の対応（新型インフルエンザが発生していない状態）

（1）島根県教育委員会における対応

① 各学校、教育機関との連携、体制の整備

島根県教育委員会は、新型インフルエンザの発生に備え、平素から各学校、教育機関等との連携を密にし、新型インフルエンザに関する情報の提供に努めるとともに、未然の予防対策について指導する（資料編1参照）。

なお、実際に新型インフルエンザが発生したときの状況を想定し、発生時の組織体制及び連絡体制、その他事前に準備が必要な事項を別に定める。

② 管理職及び教職員への研修等

島根県教育委員会は、県立学校の管理職（校長、教頭、事務長）、教育機関等の管理者及び市町村教育委員会教育長に対し新型インフルエンザ対策について説明し、周知徹底を図る。

また、各学校の養護教諭や保健主事を対象とする研修等の機会を活用し、新型インフルエンザに係る正しい知識や感染予防対策などについて指導する。

（2）各学校における対応

① 各学校における対応マニュアルの作成

新型インフルエンザ対策の基本的な事項は本マニュアルの定めるところによるが、県立学校では、資料編3を参考に、新型インフルエンザ発生時における校内の組織体制、関係先を含む連絡体制、その他事前に準備が必要な事項を盛り込んだ具体的なマニュアルを学校ごとに作成するものとする。

また、市町村立学校及び市町村立幼稚園においても同様の対応が行われるよう、市町村教育委員会に対し要請する。

② 日常の健康観察の徹底

各学校では、園児・児童生徒の健康観察結果を毎日集計して健康状態を把握するとともに、教職員の健康観察についても徹底する。また、養護教諭を中心に、体調不良者の早期発見や経過観察に努める。

③ 新型インフルエンザに関する情報の周知

各学校は、県等から提供された新型インフルエンザに関する情報を校内に周知するとともに、家庭における健康管理、感染予防対策に関し、保護者への周知を図る。

また、園児・児童生徒に新型インフルエンザに関する正しい知識を持たせるため、年齢に応じた指導を行う。

④ 標準予防策の推進・徹底

各学校では、新型インフルエンザに対する日常的な予防策として、園児・児童生徒及び教職員に対して、手洗い、うがい、咳エチケット、マスクの着用などの徹底を図るとともに、学校医と随時情報交換し、校内対応について助言・指導を受ける。

また、教職員が新型インフルエンザについて共通理解を深め、実際に発生した場合の対応等に精通するため訓練・研修等を定期的実施する。

⑤ 海外に滞在する園児・児童生徒、教職員の状況把握及び感染予防の徹底

各学校では、留学、研修、修学旅行などにより海外に滞在している園児・児童生徒、教職員の状況を常に把握し、非常時においてそれらの者と速やかに連絡が取れるよう体制を整える。

(3) 教育機関等における対応

① 教育機関等における対応マニュアルの作成

新型インフルエンザ対策の基本的な事項は本マニュアルの定めるところによるが、教育機関等では、資料編3を参考に、新型インフルエンザ発生時における機関内の組織体制、関係先を含む連絡体制、その他事前に準備が必要な事項を盛り込んだ具体的なマニュアルを機関ごとに定めることとする。

② 日常の健康観察の徹底

各教育機関等は、職員の健康管理に十分留意し、日常の健康観察を徹底するとともに、体調不良者等の早期発見や経過観察に努める。

③ 新型インフルエンザに関する情報収集と周知

各教育機関等は、県等から提供された新型インフルエンザに関する情報に基づき、職員への周知を図るとともに、必要に応じて施設利用者への情報提供に努める。

④ 標準予防策の推進・徹底

各教育機関等の長は、新型インフルエンザに対する日常的な予防策として、職員に対して、手洗い、うがい、咳エチケット、マスクの着用などの徹底を図るとともに、施設利用者に対しても協力を求める。

2 海外発生期の対応（海外で新型インフルエンザが発生した状態）

（1）島根県教育委員会危機管理対策本部の体制

- ・島根県教育委員会教育長は、海外で新型インフルエンザが発生したことが確認された場合は、直ちに島根県教育委員会危機管理対策本部設置要綱に基づく島根県教育委員会危機管理対策本部（以下「県教委本部」という。）の会議を招集する。
- ・県教委本部は、島根県が設置する島根県危機管理対策本部と連携し、情報の収集にあたるとともに今後の対応方針を検討・協議し、各関係機関への指示内容等を決定する。
- ・海外で新型インフルエンザが発生したことを確認した後、新型インフルエンザの対策にあたる県教委本部の体制及び事務分掌は、下表のとおりとし、必要な班員は島根県教育庁内各課の職員を以って充てる。なお、総括班は、島根県教育庁総務課内に置き、県教委本部の事務局を兼ねる。

■ 新型インフルエンザ発生後の島根県教育委員会危機管理対策本部の体制及び事務分掌

班名	事務分掌
総括班 (事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ・県教委本部会議の招集、開催 ・島根県危機管理対策本部との連絡調整 ・教育庁内の連絡調整 ・市町村教育委員会との連絡調整 ・学校の臨時休業、教育機関等の臨時休館等の指示 ・感染状況を踏まえた県教委本部の人的体制の整備 ・市町村教育委員会や学校等からの相談、問い合わせに応ずるための「新型インフルエンザ相談窓口」の設置
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・教育庁内、各学校、教育機関等における感染状況等の把握 ・新型インフルエンザに関する情報の収集 ・新型インフルエンザの感染状況等に係る関係機関（学校、教育機関等、市町村教育委員会等）への情報提供 ・報道機関等への対応
健康指導班	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校及び教育機関等における感染予防対策、健康指導
教育指導班	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の臨時休業期間中における教育活動の支援 ・入学試験(高校、大学)、各種学校行事等の対応

※各班の人員、職員の配置及び業務の詳細は、別に運営要領を定める。

（2）各関係機関（各学校、市町村教育委員会、教育機関等）との連携

- ・県教委本部は、海外で新型インフルエンザが発生したことを確認した後は、資料編2に掲げる連絡体制図に基づき、入手した情報、決定した方針等を速やかに各関係機関に連絡する。
- ・各関係機関では、県教委本部からの指示等に基づき、児童生徒等の健康を最優先に考えた対応をとるとともに、感染状況など必要な情報を県教委本部へ迅速に報告する。また、機関ごとに新型インフルエンザに関する対応窓口を設置し、保護者や外部からの相談や問い合わせに対応する。

(3) 海外滞在者等に対する対応

① 海外修学旅行等に対する対応

- ・ 県教委本部は、県立学校の児童生徒及び教職員が修学旅行等で滞在している国において新型インフルエンザが発生した場合は、速やかに帰国措置を決定する。
- ・ 該当校では、児童生徒及び教職員の安否等を速やかに把握し、県教委本部に報告するとともに、県教委本部と連携を図りながら、旅行中の児童生徒及び教職員に対し、現地での対応について必要な情報を提供する。
- ・ 県教委本部は、海外発生期以降に海外への修学旅行を予定していた県立学校について、当分の間、その旅行の中止を指示する。

② 海外への派遣・研修者及び出張者に対する対応

- ・ 県教委本部は、県立学校の教職員で日本人学校への研修、青年海外協力隊への派遣などによる海外に赴任している者及び海外出張中の者について、その滞在国において新型インフルエンザが発生した場合は、その安否を確認するとともに、現地での対応について必要な情報提供を行う。

③ 新型インフルエンザのまん延国又はその周辺地域からの帰国者に対する対応

県教委本部は、県立学校の児童生徒及び教職員で、新型インフルエンザのまん延国又はその周辺地域に滞在し、帰国の際に検疫において係留措置を受けた者や健康観察が必要とされた者がいる場合は、その後の健康観察等について保健所の指示に従うよう学校長を通じて指示する。

(4) 市町村教育委員会との連携

- ・ 県教委本部は、海外で新型インフルエンザが発生した場合は、市町村教育委員会へ速やかに情報提供を行い、海外滞在者への対応、出席停止措置等の適切な対応を依頼する。
- ・ 県教委本部は、市町村立学校（幼稚園）の出席停止状況や海外滞在者への対応について、市町村教育委員会へ適宜報告を求める。

3 国内発生期の対応（国内で新型インフルエンザが発生した状態）

（1）県教委本部の体制整備

島根県教育委員会教育長は、国内で新型インフルエンザが発生したことが確認された場合は、直ちに県教委本部の会議を招集し、県教委本部の班編成を確認するとともに、必要に応じて人員の増強等を行い体制を整える。

（2）県外滞在者に対する対応

① 修学旅行等に対する対応

- ・ 県教委本部は、県立学校の児童生徒及び教職員が修学旅行等により県外に滞在している時に、国内において新型インフルエンザが発生した場合は、速やかに帰県措置を決定し、学校へ指示する。また、該当校では、速やかに旅行中の児童生徒及び教職員の安否を把握し、県教委本部に報告する。
- ・ 県教委本部は、国内発生期以降に県外へ修学旅行等を予定していた県立学校に対し、当分の間、その旅行の中止を指示する。

② 県外への派遣・研修者に対する対応

県教委本部は、県立学校の教職員が、研修、派遣等により県外の各種教育関係機関等に赴任している時に、国内において新型インフルエンザが発生した場合は、職員の安否を確認するとともに、派遣・研修先に対し、その者の一時帰県を要請する。

③ 県外出張者等に対する対応

県教委本部は、県立学校の教職員で県外へ出張中の者がいる時に、国内において新型インフルエンザが発生した場合は、速やかに帰県措置を決定し、学校へ指示する。

また、国内発生期以降に県外へ出張予定であった職員については、当該出張を自粛するよう学校に指示する。

（3）県立学校における出席停止及び臨時休業措置

① 出席停止措置

ア 各県立学校長は、児童生徒又は教職員の中に、以下のような新型インフルエンザへの感染が疑われる者が出た場合、速やかに県教委本部へ連絡する。

県教委本部は、必要と判断した場合、学校長に対し出席停止等の措置をとるよう指示する。

- ・ 新型インフルエンザ海外発生期以降、児童生徒又は教職員の家族において海外又は県外に滞在した事実があり、発熱相談センター等への相談の結果、新型インフルエンザへの感染の可能性があると判断された場合
- ・ 児童生徒、教職員及びそれらの家族が、新型インフルエンザの発症が認められた者と同一の会議や行事等に参加していた場合
- ・ その他、学校長が新型インフルエンザへの感染が疑われると判断した場合

イ 各県立学校長は、出席停止とした児童生徒の保護者に対し、出席停止の理由を通知するとともに、児童生徒の外出の自粛など出席停止中に家庭で留意すべき事項について指

導する。

ウ 出席停止の解除

各県立学校長は、出席停止者の健康状態を定期的に確認するとともに、医師等が新型インフルエンザの発症の可能性がないと判断した場合、出席停止中の児童生徒又は教職員に対し、出席停止等の措置を解除する。

② 臨時休業措置

ア 各県立学校長は、新型インフルエンザへの感染が認められないまでも、新型インフルエンザへの感染が疑われる（上記、「①出席停止措置」に記載したケースを参照）者が多数出、感染拡大の恐れが高いと判断した場合は、速やかに県教委本部へ連絡する。

県教委本部は、必要と判断した場合、学校に対し臨時休業を指示する。

イ 県教委本部は、国内で新型インフルエンザ患者が確認され、感染拡大防止の観点から必要があると判断した場合には、各県立学校に対し臨時休業を指示する。

ウ 県教委本部は、学校単位の臨時休業だけでなく、必要に応じて、地域を特定した県立学校の臨時休業又は県内全域に渡る県立学校の臨時休業を指示する。

③ 臨時休業期間中における児童生徒及び保護者への対応

各県立学校長は、児童生徒の保護者に対し、臨時休業の理由を通知するとともに、外出の自粛など臨時休業期間中に家庭で留意すべき事項について指導する。

④ 臨時休業期間中に各学校で対応すべき事項

- ・各県立学校長は、臨時休業期間中における児童生徒及び教職員の健康状態の把握に努める。
- ・各県立学校長は、臨時休業期間中の児童生徒及び教職員の状況（感染者数、感染が疑われる者の数等）を定期的に県教委本部へ報告する。

⑤ 臨時休業期間中の教育活動の実施

- ・各県立学校長は、児童生徒に対して、臨時休業期間中の家庭学習の進め方について可能な範囲で指導する。
- ・臨時休業中の教育は自学自習を基本とし、必要に応じて自宅へ教材を郵送、ファックス、メール等を利用して指導する。また、各学校に電話相談窓口を設置するなどの方法により、教育機会の確保に努める。

⑥ 入試等の教育関係行事への対応

臨時休業が高校入試、大学入試など県内の児童生徒の大多数が参加する行事と重なった場合は、国の方針等を踏まえ、県教委本部において個別に対応方針を決定する。

⑦ 臨時休業の解除

県教委本部は、県危機管理対策本部における県関係機関、医療機関、国等の情報をもとに、臨時休業措置の解除が適当であると判断した段階で、臨時休業の解除を指示する。

(4) 市町村教育委員会との連携

- ・県教委本部は、国内において新型インフルエンザが発生した場合は、市町村教育委員会へ速やかに情報提供を行い、市町村教育委員会及び市町村立学校（幼稚園）における出席停

止や臨時休業措置、県外滞在者への適切な対応等を依頼する。

- ・ 県教委本部は、市町村立学校（幼稚園）の出席停止・臨時休業措置の状況について、市町村教育委員会に対し適宜報告を求める。

（５）教育機関等における臨時休館措置

各教育機関等では国内で新型インフルエンザが発生した場合、流行拡大の防止策として、必要により施設の休館措置を講じる。

① 臨時休館措置

ア 各教育機関等の長は、教育機関等の施設職員又は施設利用者で新型インフルエンザへの感染が疑われる者（５頁に掲げる「県立学校における出席停止措置」に掲げるケースを参照）が出た場合、速やかに県教委本部へ連絡する。

県教委本部は、必要と判断した場合、該当教育機関等の長に対し臨時休館措置を指示する。

イ 県教委本部は、アのケースのほか感染拡大防止の観点から必要があると判断した場合には、教育機関等に対し臨時休館措置を指示する。

ウ 県教委本部は、施設単位での閉鎖に限らず、必要に応じて、地域を特定した臨時休館又は県内全域に渡る臨時休館を指示する。

② 臨時休館中に各教育機関等に対応すべき事項

- ・ 各教育機関等の長は、臨時休館中における施設職員の健康状態の把握に努める。
- ・ 各教育機関等の長は、臨時休館中の職員の状況（感染者数、感染が疑われる者の数等）について、定期的に県教委本部へ報告する。

③ 臨時休館措置の解除

県教委本部は、県危機管理対策本部における県関係機関、医療機関及び国等の情報をもとに、教育機関等の施設の休館の解除が適当であると判断した段階で、臨時休館措置を解除する。

（６）その他教育関係施設等への対応

- ・ 県教委本部は、国内で新型インフルエンザが発生した場合、市町村が設置する教育関係施設や、民間が運営・管理する教育関係施設等において適切な対応が行われるよう、市町村教育委員会又は民間事業者に対して、注意喚起や休館措置等を依頼する。
- ・ 上記に掲げる教育関係施設等の例は、以下のとおり。

【市町村立関係】

公民館、給食センター、体育館、図書館、プール

【民間等】

美術館、博物館、共済組合関係施設、（学習塾）

4 県内発生期以降の対応（県内で新型インフルエンザが発生した状態）

（1）県教委本部の体制整備

島根県教育委員会教育長は、県内で新型インフルエンザが発生したことが確認された場合は、直ちに県教委本部の会議を招集し、県教委本部の班編成を確認するとともに、必要に応じて人員の増強等を行い体制を整える。

（2）県立学校における臨時休業措置

県教委本部は、県内で新型インフルエンザ患者が確認された場合、感染拡大防止の観点から、速やかに県内すべての県立学校に対し臨時休業を指示する。

その他については、国内発生期における対応を引き続き行う。

（3）市町村教育委員会との連携

- ・ 県教委本部は、県内で新型インフルエンザ患者が確認された場合は、市町村教育委員会へ速やかに情報提供を行い、市町村立学校、幼稚園の臨時休業措置を要請する。
- ・ 県教委本部は、市町村立学校、幼稚園の臨時休業の状況について、市町村教育委員会へ適宜報告を求める。
- ・ 県教委本部は、市町村教育委員会から人的支援等の協力要請があった場合は、速やかに対応を検討する。

（4）教育機関等における臨時休館措置

県教委本部は、県内で新型インフルエンザ患者が確認された場合は、各教育機関等に対し速やかに臨時休館を指示する。

その他については、国内発生期における対応を引き続き行う。

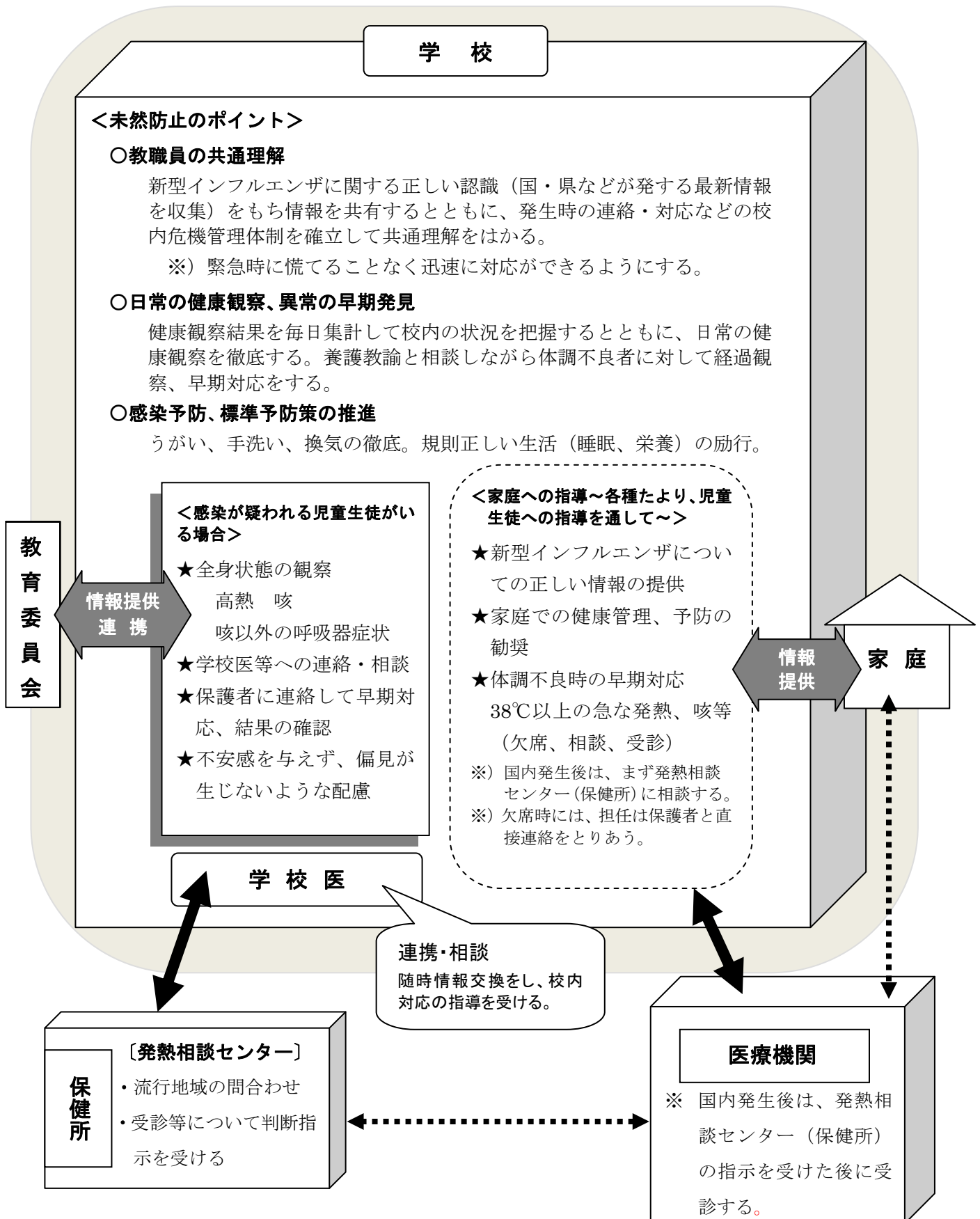
（5）その他の教育関係施設等への対応

県教委本部は、県内で新型インフルエンザが発生した場合は、市町村が設置する教育施設や民間が運営・管理する教育関係施設等（7頁の「その他の教育関係施設等への対応」に例示するとおり）に対し、休館措置を依頼する。

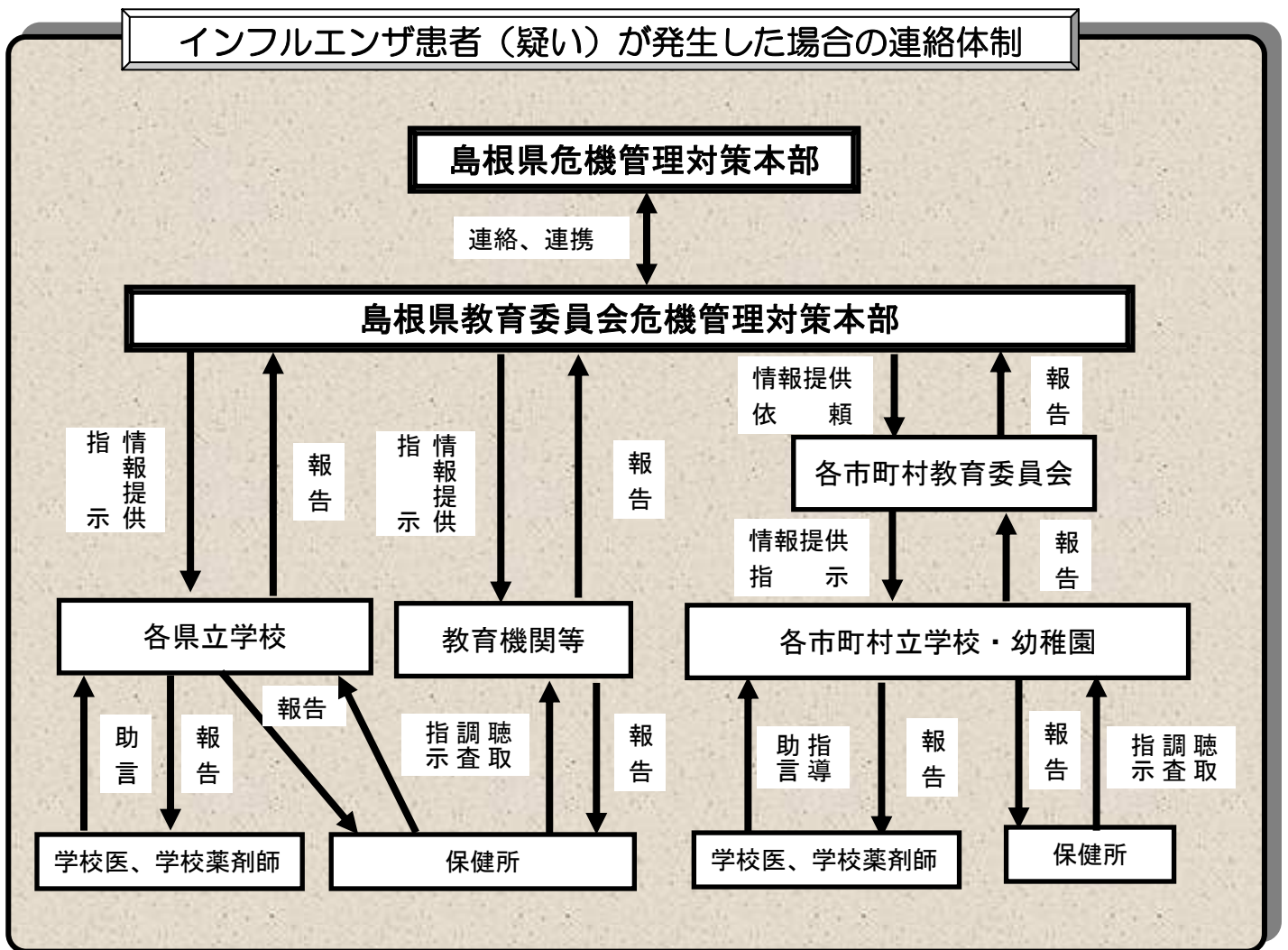
5 隣接県等で発生した場合の対応

県教委本部は、隣接県又は交通機関を通じ頻繁な往来がある他の都道府県において新型インフルエンザが発生した場合は、県内発生に準じた対応をとるなど適宜的確な対策をとるものとする。

1 学校における新型インフルエンザの未然防止対策について



2 インフルエンザ患者（疑い事例含む）発生時の連絡フロー



3 学校、教育機関等における危機管理体制の整備と事前準備のポイント

※これは、各学校、教育機関がマニュアルの内容を踏まえ、具体的な危機管理体制の整備や事前準備を進める上での要点などを例示したものである。各学校、教育機関では、以下の例を参考に、それぞれの事情に合わせ必要な事項を適宜追加、修正するなどして、マニュアル化し、新型インフルエンザの発生に備えるものとする。

(1) 危機管理組織及び緊急連絡体制の整備

新型インフルエンザが発生した場合に備え、以下の例を参考に危機管理組織や緊急連絡体制を構築しておく。

① 危機管理組織の整備（責任者、担当者等の整備）

- | | |
|---|---|
| ア | 全体指揮者（責任者）
（責任者（校長等）が感染した場合などに備え、代行者を選定しておくことが望ましい。） |
| イ | 外部との対応担当（保健所への報告、問い合わせ対応等） |
| ウ | 情報収集担当者 |
| エ | 応急処置・医療機関対応担当者 |
| オ | 保護者への連絡担当者 |
| カ | 電話対応記録担当者 等 |

② 緊急連絡体制の整備

- | | |
|---|--|
| ア | 教職員緊急連絡網（勤務時間内、勤務時間外の別に作成） |
| イ | 保護者緊急連絡体制（電話、FAX、メールなど） |
| ウ | 関係機関連絡体制（保健所、教育委員会、学校医、発熱外来、相談窓口 等） 等 |

(2) 情報収集体制の構築

- ・ 国、県等から示される新型インフルエンザの発生状況、症状や予防のために必要な留意事項、発生した場合の対応策などの正確な最新情報を入手、把握しておく。
- ・ また、得られた情報を、必要に応じて、各学校の計画や対策の見直しに役立てるとともに、学校としての対応方針と併せて、児童生徒等や保護者に迅速かつ適正に周知する方法を確立しておく。

【主な情報源となると思われるホームページ】（一例）

- | | |
|---------------------|---|
| ・ 厚生労働省 | http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/index.html |
| ・ 国立感染症研究所 | http://www.niid.go.jp/niid/index.html |
| ・ 国立感染症研究所感染症情報センター | http://idsc.niid.go.jp/index-j.html |
| ・ 島根県 | http://www.pref.shimane.lg.jp/ |
| ・ 島根県教育委員会 | http://www.pref.shimane.lg.jp/kyoikuiinkai/ |

(3) 家庭への啓発

○ 家庭において感染者が出た場合の対応

家族に新型インフルエンザ感染者（疑い事例）が出た場合には、最寄りの保健所に相談し、指定された医療機関を受診するよう促すとともに、早急に学校に連絡するようあらかじめ保護者に周知し、常に児童生徒の健康に関する情報が学校に入るようにしておくことが重要である。

(4) パンデミック（世界的大流行）に備えた準備

① 各学校における準備

パンデミックになると、職員が学校、教育機関等に出勤できなくなる等、学校及び施設の機能が低下することが予想されることから、職員の自宅からの連絡体制や健康管理、日用品等の備蓄について各学校・施設で共通理解を図っておくことが重要である。

② 各家庭における準備

海外発生期以降は、輸入の減少・停止などにより、生活必需品等が不足する状況も想定される。また、感染防止のために不要不急の外出は避けることとなるため、災害時と同様に最低限の食糧・日用品等を準備しておく必要があり、そのことを各家庭に周知しておく必要がある。

【備蓄物品の例】

(1) 学校の備蓄品例

- ① 常備品（救急用）
絆創膏（大・小）、ガーゼ・コットン（滅菌とそうでないもの）
- ② 新型インフルエンザ対策の物品
マスク、ゴム手袋（破れにくいもの）、水枕・氷枕（冷却用）、漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果あり）、消毒用アルコール
- ③ 災害時のための物品（あると便利なもの）
懐中電灯、乾電池、携帯電話充電キット、携帯ラジオ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、洗剤・石けん、保湿ティッシュ（アルコールのあるものとそうでないもの）、ビニール袋（汚染されたごみの密封に利用）

(2) 家庭での備蓄品の例

- ① 食糧（長期保存可能なもの）の例
米、乾麺類、切り餅、コーンフレーク・シリアル類、乾パン、調味料、レトルト・フリーズドライ食品、冷凍食品、インスタント食品、缶詰、菓子類、ミネラルウォーター、ペットボトルや缶入りの飲料 等
- ② 常備品（救急薬品等）
常備薬（胃薬、痛み止め、その他持病の処方薬）、絆創膏（大・小）、ガーゼ・コットン（滅菌のものとそうでないもの）、解熱鎮痛剤（薬の成分によっては、インフルエンザ脳症を助長する可能性があるため、購入時に医師・薬剤師に相談。）
- ③ 新型インフルエンザ対策の物品
マスク、ゴム手袋（破れにくいもの）、水枕・氷枕（冷却用）、漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果あり）、消毒用アルコール
- ④ 災害時のための物品
懐中電灯、乾電池、携帯電話充電キット、ラジオ・携帯テレビ、カセットコンロ・ガスボンベ、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、キッチン用ラップ、アルミホイル、洗剤・石けん、シャンプー・リンス、保湿ティッシュ（アルコールのあるものとそうでないもの）、生理用品、ビニール